

給与支払報告書（個人別明細書）④

個人別明細書

※個人別明細書は税務署で配布する「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引「年末調整のしかた」」をご覧ください。ご記入ください。

※ 区分										※ 受給者の個人番号をご記入ください									
※ 住所										※ 受給者の氏名はフルネームで記載し、フリガナをつけてください									
令和8年1月1日現在の住所 (1月1日以前の退職時の住所)																			
種別										支払金額									
①										②									
所得控除対象配偶者の有無										所得控除の対象となる配偶者の有無									
老人										配偶者の(特別)控除の額									
有										特定 老人 その他 特親									
0										380,000									
特定親族特別控除の額										社会保険料等の金額									
610,000										生命保険料の控除額									
										地震保険料の控除額									
										住宅借入金等特別控除の額									
										20,000,000									
(摘要) (株)市県民税建設 宇城市松橋町大野85 退職日 R7.9.30 支払金額 1,000,000円 社会保険料 95,000円 源泉徴収税額 9,500円 普通徴収 A																			
生命保険料の金額の内訳										国民年金保険料等の金額									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(1回目)									
1										6									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(2回目)									
150,000										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(3回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(4回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(5回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(6回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(7回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(8回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(9回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(10回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(11回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(12回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(13回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(14回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(15回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(16回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(17回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(18回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(19回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(20回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(21回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(22回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(23回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(24回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(25回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(26回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(27回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(28回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(29回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(30回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(31回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(32回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(33回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(34回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(35回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(36回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(37回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(38回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(39回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(40回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(41回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(42回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(43回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(44回目)									
										5									
住宅借入金等特別控除適用数										住宅借入金等特別控除額(45回目)									
										5									

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください

(電話)

第十七号様式別表（第十条関係）

給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

	【有】欄 主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付けてください。 年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付けてください。
①	【従有】欄 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付けてください。 【老人】欄 控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付けてください。
②	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうちに非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。
③	【令和8年度より新設】 特定親族特別控除の適用がある場合には、「特定親族特別控除の欄」に控除合計額を記入してください。
④	年の中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(1)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(2)他の支払者のものを退職した年月日、(3)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。 ★重要★ 給与支払報告書の提出をされ普通徴収に切替える場合には、摘要欄にA～Eの普通徴収切替える理由(別添普通徴収切替申請書参照)を記載願います。A～E以外の理由又は“普通徴収希望”での切替えは原則認められません。
⑤	【住宅借入金等特別控除摘要数】欄 年末調整の際に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。 【住宅借入金等特別控除可能額】欄 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除し切れない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください。 【居住開始年月日(1回目、2回目)】欄 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。 【住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)】欄 適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む) ※特例居住用家屋にも該当するとき「住(特家)」 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 ※特例認定住宅等にも該当するとき「認(特家)」 等…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震…東日本大震災によって自己の居住に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合 また、上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」、「特別特定取得」に該当する場合(「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。)には「(特特)」と、「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と、併記してください。 【住宅借入金等年末残高(1回目、2回目)】欄 年末調整の際に2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は、適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。
⑥	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。 また、これらの方が非居住者である場合には、区分の欄に○を付けてください。 【令和8年度より新設】 控除対象扶養親族欄の順に応じて、10～91(※)の数字を記入してください。 (※)記入する数字の詳細については、国税庁作成の「令和7年分給与所得の源泉徴収票の法定調書の作成と提出の手引」P8をご参照ください。 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/
⑦	16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。 また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を付けてください。
⑧	控除対象または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係がわかるようにしてください。

(※) 「非居住者」とは

居住者以外の個人をいいます。なお、居住者とは国内に住所を有する個人または現在まで引き続いて1年以上居住を有する個人のことで

【問合せ先】

宇城市 市民部 稅務課市民稅係
電話 0964-32-1402 (直通)